



安全衛生

あれこれ

72

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田 稔久

送検事例から学ぶ

「高圧則」をご存知？

本年もよろしく申し上げます。

昨年、県外で発生した潜水士の死亡災害に関連し、所轄の監督署が送検事件を公表しました。

(別掲1) 容疑とされた安衛法令違反は「高気圧作業労働安全衛生規則(以下、「高圧則」という)」です。高圧則を潜水や高圧室内業務の関係者以外が見ることは少ないと思いますので、この機会に事件とその端緒となった災害、関係条文の概要をお知らせします。

さて、潜水士は安衛法に基づく国の免許資格が必要で、安全衛生技術試験協会が免許試験を実施しています。同協会は潜水士を「潜水器を用い、かつ、空気圧縮機、手押しポンプによる

送気やボンベからの給気を受けて行う潜水の業務に就く際には、高気圧障害その他の危険が大きいことから、潜水士免許を受けなければなりません。潜水士は、水中での土木作業やサルベージ作業、水産物採取、海洋調査などで活躍しています」と紹介しています。本資格はスキューバダイビング教室のインストラクターにも必要とされています。

約20年前の平成17年7月、東京都八丈島で大学所属の研究員が潜水中におぼれ死亡する災害が発生しました。この災害では潜水業務に潜水士免許の資格のない被災者を従事させたとして、高圧則第12条(別掲2)潜水士

免許)違反で大学等が送検されています。その後大学では、事故に至った根本原因や事故の背景を究明し、再発防止のための提言を行うことを目的として調査委員会を設置し、「東京大学における潜水作業中の死亡事故について 事故原因究明及び再発防止のための報告書」(平成18年3月30日東京大学潜水作業事故全学調査委員会)が公開されました。報告書は今もWEBで見ることが出来ますので、事故の詳細は当該ページをご覧ください。

報告書の一部を紹介すると、この事故の基本的な原因には、次の7項目があったとされています。

- 1、潜水事故に対する「正常化の偏見」
- 2、潜水作業の全体(準備段階から解散まで)を管理・統率・監視するリーダーの不在
- 3、業者の選定とその能力評

(別掲1)

潜水業務に関する送検事例

1. 事件と災害の概要

令和7年6月、N監督署はN市付近の近海において、水産研究機関に所属する研究員を潜水業務に従事させた際、潜水前に潜水器具を点検し、当該潜水器具の修理その他必要な措置を講じなかった疑いで関係者を検察庁に書類送検した。

同研究員である被災者Aほか2名が水深約13メートルの海中で網(トラップ)の中にいる魚(イサズミ)を捕獲する作業を行っていたところ、Aが海面に浮上しようとした時、携行用ボンベから浮力調整具に給気するホースと浮力調整具との接続部分のバルブに緩みがあったため、空気漏れが発生し、浮力が得られず溺死した。

2. 被疑内容

安衛法令では、潜水業務を行うときは、潜水前に潜水作業者に携行させたボンベから給気を受ける潜水器の点検を行い、潜水作業中に危険が生ずるおそれがあると認められたときは、修理その他必要な措置を講じなければならないが、現場の安全管理を行っていた副部長Bは、当該措置を講じていなかった疑い。

3. 罪名・罰条(主なもの)

安衛法第22条第2号(事業者の講ずべき措置等)
高圧則第34条第1項第3号(設備等の点検及び修理)

(別掲2)

記事に掲載した高圧則の条文

第34条(設備等の点検及び修理)

事業者は、潜水業務を行うときは、潜水前に、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げる潜水器具を点検し、潜水作業中に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めたときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

1、2号略

3 潜水作業中に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務潜水器及び第30条の圧力調整器※

※第30条(圧力調整器)

事業者は、潜水業務従事者に圧力1メガパスカル以上の気体を充填したボンベからの給気を受けさせるときは、2段以上の減圧方式による圧力調整器を潜水業務従事者に使用させなければならない。

第12条(潜水士)

事業者は、潜水士免許を受けた者でなければ、潜水業務につかせてはならない。

価が実施されず、又業者との事前の取り決めの不在

4、「バディシステム」の軽視

5、事故が多発し、指導の手抜きが横行している「指導団体」のビジネスシステム下の講習にのみ依存したことによる潜水者の技量不足

6、安全のための器材の準備・事前点検の不足

7、法令無視

ここに記された「正常化の偏見」「バディシステム」をご存知ですか。前者は「正常性バイアス」とも呼ばれる心理学用語。危険を甘く見る心理状態のことです。私たちの課題でもあります。

後者は2人1組で助け合いや安全確保を行う作業方式のことです。脚立作業でやむなく「またぎ」作業を行う場合などリスクの高い作業には採用して欲しいシステムです。

この報告書は、災害全般の防止に役立つ共通の情報が丁寧に記されています。熟読をお勧めします。

ところで、別掲1に記した魚名「イサズミ」は初めて聞いたので調べると、驚きの生体があり別名「○○○○」と呼ばれるそうですが、ここには書けません。